

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律案のうち日本農林規格等に関する法律
規制の名称	(ア) JAS 規格の対象への有機酒類の追加 (イ) 同等性承認の推進のための認証制度の改善
規制の区分	新設、拡充
担当部局	農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 食品製造課
評価実施時期	令和3年11月～令和4年2月
規制の目的、内容及び必要性等	<p>(ア) JAS 規格の対象への有機酒類の追加</p> <p>酒類については、現状は JAS 法の対象外であり、有機同等性を活用した輸出を行うことができない。輸出拡大の余地が大きく、我が国の農林水産物・食品の輸出拡大に資することが期待される有機酒類について、海外との有機同等性を活用し、JAS 法に基づく認証を取得すれば相手国の認証を別途取得しなくとも有機として輸出が可能となるよう、日本農林規格の対象に有機酒類を追加する。</p> <p>(イ) 同等性承認の推進のための認証制度の改善</p> <p>日本における外国格付の表示の取扱いについては、現行法では規定がなく、外国格付の表示を付する事業者の管理等ができていない。同等性を活用した輸出が増加している中で、不適切な外国格付の表示が行われることがないよう、同等性の承認に基づく外国格付の表示は登録認証機関の認証を受けた事業者のみ可能とする。</p>

ア JAS 規格の対象への有機酒類の追加

想定される代替案	本規制の対象を、同等性を活用して輸出される有機酒類のみに絞った場合	
直接的な費用の把握	改正案の場合	代替案の場合
<p>遵守費用</p>	<p>有機酒類の製造業者が、引き続き製品に有機表示を行うにあたり、有機 JAS 認証の取得が必要となり、以下の費用が発生する。</p> <p>ア 認証手数料 認証の申請先である登録認証機関に支払う認証手数料は、初年度は平均して約 16 万円（検査員等の人件費等）。 2 年目以降、認証を継続するための手数料は約 13 万円/年。</p> <p>イ 講習会の受講費用 格付業務の担当者となるための講習会の受講費用は平均して約 2 万円/人。1 認証事業者あたり平均 2 名が参加。</p> <p>このため、有機酒類の生産に取り組む事業者が JAS 認証を取得する場合の遵守費用は、初年度は約 20 万円（認証手数料：約 16 万円、講習会費用：約 4 万円）、2 年目以降は約 13 万円（認証継続のための手数料）となる。</p> <p>現在有機酒類の生産に取り組む事業者数は約 70 者であるが、仮に新規参入も含めて事業者数が 5 年後に 2 倍に増加（=140 事業者）するとして、毎年一定の割合（28 事業者/年）で認証を取得する事業者が増加すると仮定した場合、1 年目に認証を取得する事業者の費用は（約 20 万円+13 万円×4 年）×28 事業者=2,016 万円、2 年目に認証を取得する事業者の費用は（約 20 万円+13 万円×3 年）×28 事業者=1,652 万円となる。同様に 3 年目以降に認証を取得する事業者の費用も試算すると、</p>	<p>改正案と同等の遵守費用が生じるが、国内向け又は輸出向けの商品の区別を行うことが必要となり、事業者の負担が増加する。</p>

	<p>140 者全てが認証を取得するのに係る費用は、累計で約 6,400 万円となる。</p> <p>また、輸入業者が認証を取得するのにかかる遵守費用は、輸入業者を約 30 者と仮定して試算すると、</p> <p>初年度は約 30 事業者×約 20 万円＝約 600 万円、2 年目以降は約 30 事業者×約 13 万円＝約 400 万円となる。</p>	
行政費用	<p>JAS 認証を得ずに行われている有機表示が取締りの対象となるが、現在の有機酒類の製造量は国内総製造量の 1%未満と僅かであるとともに、流通・販売先は有機以外の酒類と大差ない。有機酒類に適正な表示がなされているかの監視は、現行の調査で確認する販売先で、有機以外の酒類とあわせて確認を行うことが可能である。</p> <p>このほか、有機酒類の表示の取締り等にあたる職員に対して JAS 制度に関する研修等の対応が必要となる。行政機関の職員の時間単価を 2,800 円（国家公務員給与等実態調査及び労働統計要覧を基準）、研修を受講する職員を約 1,100 名、研修の時間を 4 時間と仮定すると、約 1,200 万円の費用が見込まれる。</p>	左記と同様。

<p>直接的な効果(便益)の把握</p>	<p>有機酒類の輸出に取り組む事業者にとっては、輸出先の国・地域の認証を別途取得する必要がなくなり、負担軽減につながる。米国等の制度に基づく有機認証も行っている日本国内の登録認証機関から有機認証を受ける場合であっても、JAS 制度に基づく有機認証の場合は、米国の制度に基づく有機認証の場合に比べ年次調査に係る費用が約 10 万円低減されると考えられ、有機酒類を輸出する事業者数（約 30 者）を踏まえると、約 30 事業者×約 10 万円×5 年間＝約 1,500 万円の負担軽減が見込まれる。</p> <p>また、輸出に取り組みやすい環境が整備されることで、有機酒類の輸出量の増加（将来的に 2 倍以上に増加すると推計）と、それに伴う事業者の売上向上等が期待される。仮に有機酒類の輸出額が 5 年間で 2 倍に増加するとして、毎年一定の割合（1,840 万円/年）で増加した場合、本規制による輸出額の増加分は、5 年間の累計で 2 億 7,600 万円となることが見込まれる。</p>	<p>左記と同様。</p>
<p>費用と効果(便益)の関係</p>	<p>遵守費用として認証手数料等の負担が発生するものの、便益として有機酒類の輸出額の向上及び認証費用の負担が軽減することが見込まれ、便益が費用を上回ると考えられる。</p>	
<p>副次的な影響及び波及的な影響の把握</p>	<p>輸出向けの有機酒類の製造に取り組む事業者が増え、有機酒類全体の生産量が増えることで、国内市場に流通する有機酒類の量も増えることが期待される。国内でも有機食品の需要が高まっていることから、消費者にとっても商品の選択肢が増え、消費者の利益に繋がるものと期待される。</p>	<p>左記と同様。</p>

イ 同等性承認の推進のための認証制度の改善

想定される代替案	外国格付の表示を行う事業者は国に届出を行うのみ（事業者が登録認証機関から認証を得ることは不要）とした場合	
直接的な費用の把握	改正案の場合	代替案の場合
遵守費用	<p>同等性を活用した輸出を行う事業者が、輸出する有機食品に引き続き外国格付の表示を行うには、外国格付の表示に係る認証の取得が必要となり、以下の費用が発生する。</p> <p>ア 認証手数料 認証手数料は登録認証機関が設定するものであるが、外国格付の認証については、既に有機 JAS 認証を取得している事業者に対して追加的な外国格付の表示に係る体制の確認を行うのみで済むことから、手数料は少額になると見込まれる。仮に担当者の時給を 2,800 円（平成 27 年民間給与実態統計調査及び平成 27 年労働統計要覧を基準）として、登録認証機関が書類審査と認証書発行の作業に要する人件費から認証手数料を試算すると、約 3 千円と想定される。</p> <p>イ 講習会の受講費用 アと同様に、登録認証機関が講習会の資料作成や事務作業に要する人件費から講習会費用を試算すると、約 3 千円と想定される。</p> <p>有機同等性を活用して輸出される有機製品に外国格付の表示を行っている事業者（約 100 事業者）がこの認証を取得する場合、約 100 事業者×約 6 千円（認証手数料、講習会費用）＝約 60 万円の費用が生じると見込まれ</p>	左記と同様。

	<p>る。</p> <p>なお、2年目以降に認証を継続するための手数料については、当該事業者が既に有機 JAS 認証を取得している場合、ごく少額（上記アの認証手数料（約3千円）未満）で済むと考えられる（約3千円×100事業者×4年間＝約120万円）。</p>	
行政費用	<p>外国格付の表示に係る認証業務を行う登録認証機関は、当該業務に係る業務規程を整備して農林水産大臣に報告することが必要となるが、現在も有機認証を行う既存の登録認証機関が外国格付の表示に係る認証業務を追加的に行う場合がほとんどであると考えられるため、行政は既存の登録認証機関から業務規程の変更の届出を受理するのみで済み、追加的な行政費用の発生はほぼ想定されない。</p>	左記と同様。
直接的な効果(便益)の把握	<p>同等性の承認に基づく外国格付の表示を、登録認証機関の認証を受けた事業者のみ可能とすることで、日本の有機表示制度への信頼性が高まり、政府間の同等性交渉が円滑に進むことにつながる。また、事業者にとっても、自社の製品を取引する際の商談が円滑に進められるようになると期待されるとともに、日本から不適切な表示が広まり、海外との取引に支障が生じるというリスクの軽減につながると期待される。</p>	外国格付を行う事業者を把握することができる。
費用と効果(便益)の関係	<p>遵守費用の大きな増加は見込まれない（1事業者当たり5年間で18千円）一方、効果として、日本の表示に対する信頼性の向上を担保することにより、同等性交渉の推進、及び日本からの輸出品の増加が見込まれ、効果が費用を上回ると考えられる。</p>	

副次的な影響及び波及的な影響の把握	同等性の承認を受けた外国格付の表示が適切に管理されることを通じ、日本の有機表示への信頼性が向上することにより、個々の事業者のみならず、日本から輸出される外国格付の表示が付された有機農産物等全体に対する信頼性が向上することも期待される。	外国格付を行う事業者を把握するという目的は達成できない一方、適正に表示を行う体制・能力を欠いた事業者であっても表示を行うことができ、不適切な表示がされる事例が出てくる可能性があり、日本の表示制度の信頼性を向上させるという目的は達成できないおそれがある。
その他の関連事項	—	
事後評価の実施時期等	法施行後5年を目処として事後評価を実施する。	
備考	—	